

[事案 29-140] 障害給付金支払請求

・平成 29 年 12 月 12 日 裁定終了

<事案の概要>

肩関節の後遺障害について、約款に定める支払事由に該当しないとして支払いを拒否されたことを不服として、障害給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 18 年 6 月に傷害特約を付加して契約した終身保険について、以下等の理由により、肩関節の後遺障害に対する障害給付金を支払ってほしい。

- (1)手術を受けていないが、受けても良くなる又は悪くなる可能性もあり、手術およびリハビリのための長期入院などのリスクも併せて考慮し、受けないという選択も合理性がある。手術を受けなかったからといって障害給付金の支払対象外となるのは不当である。
- (2)「回復の見込みがない場合」とは、約款の解釈としては、症状固定とほぼ同義と解すべきである。そして、賠償科学の観点からは、症状固定の判断は、医学的な事実を前提としつつも、それだけで決定されるものではなく、被害者の置かれた様々な個別事情や社会環境を総合考慮して決すべきものと解されている。手術を選択しなかった場合でも、受傷者の置かれた様々な個別事情や社会環境に照らし、その選択がやむを得ないものといえる場合には、症状固定に至っているものと考えらるべきである。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)申立人の肩関節の障害について、医師は回復の可能性があるとは回答している。したがって、約款上、障害給付金の支払要件を満たさない。
- (2)障害給付金の支払要件該当性の判断は、被保険者の主観的事情や裁量によって影響を受けない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづき、審理を行った。なお、申立人が事情聴取を希望しなかったため、事情聴取は行わなかった。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の身体障害の状態が約款に定める障害給付金の支払要件に該当するとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して手続を終了した。